

授業目的公衆送信補償金制度と オンラインの学び

(に関する私的乃至非公式開陳)

土屋俊

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

2020年11月21日
TEIS シンポジウム 2020 にて

目次

- 制度概要
- 前回改正時当事者協議破綻の悪夢
- 2020年度前倒し施行から 2021年度本格施行へ
- (思弁的に) オンラインとオープン
- (現実に戻って) 権利者としての大学教員

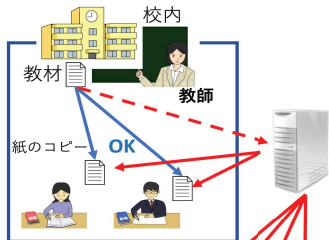
改正された著作権法第 35 条

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、**相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。**

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、**当該授業を直接受ける者に対して**当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、**当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。**

【従来】学校教育と著作権（著作権法35条）



他人の著作物は、著作権法35条の範囲内で（※）無許諾・無償で授業目的に利用することが可能です

▽他人の著作物を利用した教材を紙にコピーして、児童生徒、学生に配付するのはOK

▽インターネットを経由して提供するのは授業目的でも35条の範囲外なので原則NG（要許諾）

遠隔合同授業等（対面での授業を、インターネットで遠隔地の別教室等に同時中継）は、現在も無許諾・無償で利用できます

インターネット経由
赤線はNG（要許諾）

オンデマンド型の遠隔授業
（遠隔地の教室）

予習・復習用等
（自宅）



～教育現場での不満の声～

「他人の著作物を利用した教材の紙での配付は認められるのに、インターネット経由は認められないのでは、著作物の利用を控えてしまう」

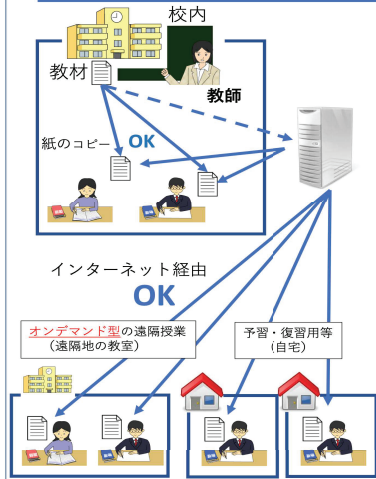
教育現場の要望に応えるべく

2018年5月、改正著作権法が公布

（※）ただし、著作権者の利益を不当に害するものはNGです。その他、著作権法32条（引用）や著作権法38条（非営利無償の上映・演奏）など35条とは異なる条々が適用になってOKとなる場合があります。

SARTRAS Web ページ

【法律施行後】学校教育と著作権（改正著作権法35条）



授業目的公衆送信補償金制度は、ICTを活用した教育の未来を支え、教育現場の要望に応えるための制度です。

著作権法35条の改正により、インターネットを利用した授業で著作物を利用することが可能となります。

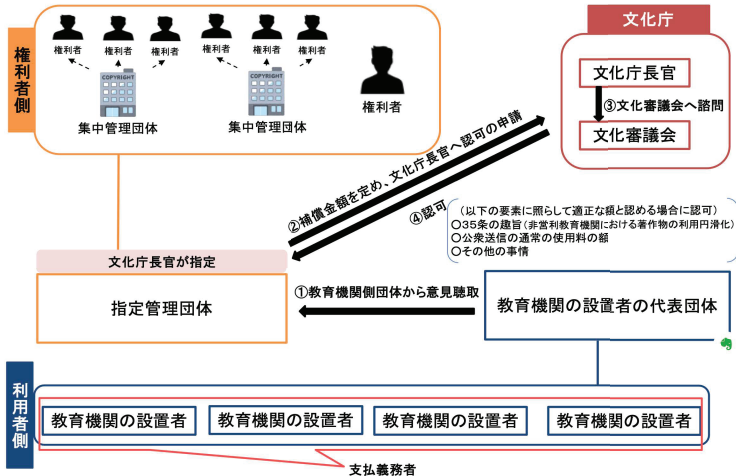
遠隔合同授業等以外の授業でも、無許諾で他人の著作物を利用した教材をインターネット経由で送信（＝授業目的公衆送信）することができます（利用は「その必要と認められる限度」。ただし、著作権者の利益を不当に害するような利用はできません）。

授業で著作物をインターネット経由で送信する場合、教育機関の設置者（教育委員会、学校法人等）は、SARTRASに補償金をお支払いいただくこととなります。

「授業目的公衆送信補償金制度」の補償金は特例として、2020年度に限って「無償」です。

SARTRAS Web ページ

補償金額の決定手続のイメージ



文化庁著作権課資料(2018年12月)

21世紀初頭当事者間協議破綻の悪夢からの目覚め

1. 2003年6月12日の著作権法改正 ⇒ 「授業を受ける者」による無許諾複製、同時遠隔合同授業公衆送信(高等教育だとSCS?)、
2. 「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン」著作権法第35条ガイドライン協議会(2004年3月)の公表 ⇒ きわめて抑制的、抑圧的な「ガイドライン」のデファクト化状況
3. 権利者及び出版社と利用者即学校との間の軋轢、ディスコミュニケーション
4. 2018年改正を踏まえた「フォーラム」の開催
 - 2018年11月27日(第1回)、以降18年度中に「総合フォーラム」2回、「専門フォーラム」(教育利用の補償金の支払等、教育現場における著作権に関する研修や普及啓発等、著作権法の解釈に関するガイドライン、補償金制度を補完するライセンス環境)計13回
 - 2019年度9回開催
 - 2020年度には親フォーラム3回、初中等教育WG5回(毎月)、高等教育WG5回(毎月)、著作権法関係有識者WG2回開催
 - 2020年度では、教育利用者団体からの委員派遣20人、権利者団体からの委員派遣17人、有識者7人、オブザーバー22団体 ▶名簿
 - 共同座長として、竹内比呂也千葉大学副学長と瀬尾太一日本写真著作権協会常務理事
 - 「改正著作権法第35条運用指針」の策定: 年度ごとに策定している

▶ NEXT

【教育利用者】

<氏名>	<所属団体>	<所属/役職等>
奥村 敬昭	独立行政法人国立高等専門学校機構	仙台高等専門学校 総合工学科 教授
櫻岡田 智	全国道庁長官教育委員会連合会	千葉県教育庁特別支援教育部課長補佐 沼津(滋賀)支所、情報部長
加藤 浩一郎	日本私立大学団体連合会	金沢工業大学 応用工学部 専攻主任 教授
上村 肇	全国高等学校協会	全国高等学校協会 事務部長
菊田 薫	全国高等学校通信教育協会連合会	全国高等学校通信教育協会 専ら
喜多 一	一般社団法人大学IT推進協議会	筑波大学 国際教育推進部 教授
喜名 新博	全国通信小中学校会	千葉県立船橋小中学校 校長
児玉 宏之	日本私立小中学校協会	東京都立柏野中学校 事務部長
佐久間 孝匡	全国中学校教育委員会連合会	埼玉県立川口女子中学校 校長
佐藤 浩	全日本中学校協会	福岡県立菅野門小中学校 校長
瀬山 真一	全国中学校教育委員会連合会	埼玉県立川口女子中学校 校長
高橋 陽一	公益社団法人私立大学通信教育協会	武蔵野大学 教授
高橋 良太	全国公立短大大学協会	川崎市立短期大学 准教授
竹内 比呂也	一般社団法人国立大学協会	千葉大学 国際学生支援課 国際課課長 TUT(トウテツ)系 大学院人文学部国際教育科
森田 敏介	日本私立大学団体連合会	早稲田大学 人間科学部教授 大学社会連携センター 課長
山神 清和	一般社団法人私立大学協会	東京理科大学 大学院 国際教育研究科 教授
大和 達	一般社団法人国立大学協会	福岡県立大学 教育情報 教授
吉田 真文	日本私立大学団体連合会	国際医療福祉大学 国際部 国際部長・国際科 教授
(委員未定)	日本私立高等専門学校協会	
(委員未定)	日本私立中等高等学校連合会	

【権利者】

<氏名>	<所属団体>	<所属/役職等>
北谷 傑一郎	一般社団法人日本漢検著作権連合会	
石島 秀道	一般社団法人学術著作権協会	
岩田 一伸	日本放送協会	
塚塚 陽介	公益社団法人日本芸術家著作権協会	美術家著作権管理センター 法政広報推進部課長
清藤 弘文	一般社団法人新聞著作権管理委員会	産経新聞社 コピック事業本部印刷管理センター-専門員
小林 圭一郎	一般社団法人超教育協会	株式会社「ベネッセ・レARNING」 著作権管理課 エキスパート
瀬尾 太一	一般社団法人日本写真著作権協会	一般社団法人日本写真著作権協会 専務理事
高杉 健二	一般社団法人日本J-POP協会	一般社団法人日本J-POP協会 専務理事
田嶋 茂	一般社団法人日本民間放送連盟	一般社団法人日本民間放送連盟 専ら
長尾 玲子	公益社団法人日本文家協会	公益社団法人日本文家協会 著作権管理部長
林 進也	一般社団法人教科書著作権協会	東京書籍株式会社 編集部長
平井 彰司	一般社団法人日本書局出版協会	株式会社民衆書局 取締役 専ら
洪 性新	一般社団法人日本翻訳協会	株式会社文化社 マルチメディア・ウェブサービスグループ-マネージャー
増田 裕一	一般社団法人日本音楽著作権協会	一般社団法人日本音楽著作権協会 専ら理事
山下 敬永	一般社団法人新聞著作権管理委員会	朝日新聞社 知的財産部部長
吉田 一将	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 業務部長代理
吉野 賢	協同組合日本放送協会	協同組合日本放送協会 編集部長

【有識者】

<氏名>	<所属/役職等>
生員 直人	東京大学経済学部 准教授
井上 由里子	一橋大学大学院法学研究科 教授
村野 哲也	明治大学 情報コミュニケーション学部 教授
小池 良一	群馬大学 教育学部 法政教育課准教授
久保田 裕	山口大学 知的財産センター 特命教授
芳賀 高洋	岐阜県短大大学教育学部 准教授
森 一郎	東京大学附属図書館 館長
【オプザーバー】	
指定都府県教育委員会協議会	
大学学術資源コンソーシアム	
日本教育大学協会	
全国公立高等専門学校協会	
公益社団法人私立大学著作権教育協会	
日本私立短大大学協会	
全国高等学校通信教育研究会	
中核著作権委員会	
全国教科書協会	
全国特別支援学校協会	
公益社団法人著作権センター	
出版者著作権管理機構	
一般社団法人日本児童出版者協議会	
一般社団法人日本図書館協会	
協同組合日本シニア作家協会	
一般社団法人日本電子書籍出版者協会	
一般社団法人日本図書館協会	
一般社団法人出版者協会	
一般社団法人日本美術家協議会	
公益社団法人日本専門新聞協会	
公益社団法人映像文化制作者連盟	
【事務局-関係者】	
著作権の権利者(権利者)に関するフォーラム-一般社団法人著作権者のみなさまのための連絡会(著作権者協議会)	
【審判】	
文化庁	
文部科学省	

▶ BACK

2020年から2021年へ

- 2019年度のフォーラム進捗はかならずしも順調ではなかった
⇒ 2021年施行へ「退却」
- 2020年における新型コロナウイルス感染症の蔓延状況
- (実験・実習・実技の懸念はあったが新年度から) 教室一斉授業の断念 ⇒ 授業のオンライン化 ⇒ 公衆送信許諾の必要性 ⇒ 「許諾」は無理(時間、体制等々) ⇒
- 急遽、無償による改正第35条の施行へ展開 ⇒ 2020年4月28日から
- 支払いが発生しないが、「届出」はお願い ⇒ 夏の段階で、小学校、中学校は半分以下、高校は半分以上、大学は2/3以上の届出(ただし、支払うのは設置者なのでカウントは別になり、この数字は目安)
- 2020年度分については、補償金の分配がない(0円)ので、利用報告は「試行的」と位置づけ((比較的少数の) サンプル調査(利用著作物メタデータの学校取りまとめ報告) + (とくに高等教育について LMS 媒介の) コンテンツ収集実験)
- 2020年9月30日に補償金額の認可申請を文化庁に ⇒ 審査中(2021年からの本格スタートが目標)
<https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/kiteian.pdf>

オンラインとオープン: 授業目的公衆送信補償金制度は過渡的なものではないのか?

- 電子コンテンツの時代に「包括的」な制度は時代遅れでは? ⇒ すべてのコンテンツを構成する要素に任意の粒度で権利情報が付与されていれば、すべてのコンテンツ利用がその場その場で契約処理できるはず。しかし、...
- (学術) 情報の流通の歴史は、(学術) 情報の歴史ではなく、流通形態の歴史 ⇒ 現代であれば、「オンライン化」の帰趨が重要
- 「オープン」の思想の前提:
 - ▶ 権利者による権利の保持を前提とする (CC BY による自由利用「許諾」 ⇒ メインテナンスの必要はないが、「責任」は残る。しかし、それを支える収益はない)
 - ▶ 流通のオンライン化 (限界費用の逓減が前提だが、“someone has to pay” は否定できない。公的資金源はその“someone”としては最悪 (いつでも勝手に止められてしまう)。立ち上げには使えるが維持には不向き)
 - ▶ 質の管理は市場メカニズムと独立であると割り切ることが必要
- 所詮は、情報流通全体の動向と高等教育・学術研究の動向とのかけ算かな?
- しかし、オンライン化で何がどこまで変わるのかは予測できない
 - ▶ 学校 (キャンパスのある大学) はどうなるのか。
 - ▶ 学術出版 (雑誌と単行書) はどうなるのか。
 - ▶ 所詮、授業目的公衆送信補償金制度はそれらの動向次第

権利者としての大学教員

- ところで、大学の授業で使う資料の著者は誰？
- 多分、国内外の大学教員、大学研究者が相当程度 (ほとんど?) を占めるのでは？
- では、その人びと (「われわれ」) は、この補償金の分配を受けられるのか？ ⇒ もちろん、受ける権利はもっている
- では、どうやって受け取ることができるのか ⇒ 誰もまだ知らない
 - ▶ SARTRAS としては、利用報告に基づき利用された著作物の分野を特定しその分野の著作物の利用として認識し、該当する分配受託団体に送金することになっているが、どこが「該当する分配受託団体」がまだわかっていない
 - ▶ 多分、音楽や放送については権利関係は整理されているはず
 - ▶ 出版物について、出版社は契約していれば仲介してくれるはずだが、そんな契約をしている人は普通は多くない
 - ▶ つまり、徴収がうまく機能するとすると、むしろこのあたりをどう対応するのか、権利者としての大学教員に伺いたい
 - ▶ どうでしょう？

まとめ

- 2018年に改正された著作権法第35条の本格的運用が2021年4月から開始される(はず)
- 制度の骨子は、
 - ▶ 適切な範囲の無許諾利用(公衆送信)(=権利制限。「適切な範囲」はフォーラムで検討中。ただし多分合意しても強制力はない)
 - ▶ (権利行使を制限された)権利者に対する補償金支払いによる補償
 - ▶ SARTRASが補償金と利用報告を受け取って、権利者へ補償金を分配
- (「まとめ」だけど)使いやすい環境構築のために「基礎」ライセンス枠組みを緊急に整備中
- 利用報告への協力をよろしくお願いします